解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年九月三十日定款をもって定めた解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月二十一日

神奈川県相模原市南区古淵三丁目二七番一号

医療法人社団真島医院

清算人　眞島　元齋

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十二年九月三十日熊本市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月二十一日

熊本県熊本市龍田陳内三丁目一九番九号

熊本市陳内土地区画整理組合

代表清算人　宮本　行弘

配当公告

福井市北四ツ居三丁目五番二四号

破産者　株式会社住建

右の者に対する福井地方裁判所平成十九年（フ）第六一六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金五三五、三一六、七八二円

一、配当することのできる金額

金一四、六一七、〇四一円

平成二十二年十月二十一日

福井市春山二丁目二番一六号

破産管財人　前波　裕司

配当公告

三重県鈴鹿市平野町七九一番地

破産者　被相続人亡伊藤正文相続財産

限定承認者　伊藤　よし

右の者に対する津地方裁判所平成二十年（フ）第三〇一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二四八、四三八、三一五円

（内優先債権額　金二、〇三四、八〇〇円）

一、配当することのできる金額

金二〇、一二九、〇一九円

（内優先債権額　金二、〇三四、八〇〇円）

平成二十二年十月二十一日

三重県津市丸之内養正町四―一　森永三重ビル二階

破産管財人　室木　徹亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市中ノ橋通二丁目三番、最後の住所岩手県北上市青柳町一丁目二番五三―一一〇二号　サンデュエル北上駅前Ⅱ

被相続人　亡　鈴木　哲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十一日

岩手県花巻市桜町一丁目四三三番地三

相続財産管理人　弁護士　前田　毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県阿波市土成町土成字東原七二番地、最後の住所宮城県仙台市青葉区錦町一丁目一三番四四号越後アパート二F―B

被相続人　亡　池尻　清利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十一日

仙台市青葉区片平一―一―六ネオハイツ片平六〇二片平法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大嶽　友和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県登米市中田町浅水字新田二四〇番地三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　小野寺　勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十一日

事務所仙台市青葉区片平一丁目一番六ネオハイツ片平六〇二号片平法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　敏宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市八幡町九四番地九、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　矢野間真弓

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十一日

群馬県前橋市大手町二丁目五番六号根岸法律事務所

相続財産管理人　弁護士　根岸　茂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市三俣町一丁目六番地二二、最後の住所群馬県高崎市石原町二二九八番地一　被相続人　亡　浅見　五郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十一日

群馬県高崎市昭和町二二四番地一アーツビル二階

相続財産管理人　弁護士　横地　宏紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市川市中国分一丁目五番、最後の住所千葉県市川市市川南一丁目一番一―六〇五号　ザ　タワーズ　イースト

被相続人　亡　金子　ムツ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十一日

事務所埼玉県川口市本町四丁目一番八号川口センタービル四階　多田竜一法律事務所

相続財産管理人　弁護士　多田　竜一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都国立市東二丁目六番地の一二、最後の住所千葉県市川市下貝塚二丁目三五番一―二〇三号　被相続人　亡　中栄　善隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十一日

千葉県市川市南八幡四―五―二〇エムワイビル五Aアライズ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　隆文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区新川一丁目三番地八、最後の住所千葉県市川市欠真間二丁目一八番一九七一六号グリーンヒル市川

被相続人　亡　細川　英政

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十一日

事務所東京都港区虎ノ門四丁目三番一号城山トラストタワー三一階城山タワー法律事務所　相続財産管理人弁護士　茂垣　博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県綾瀬市小園九五六番地九、最後の住所神奈川県綾瀬市早川城山一丁目九番二号

被相続人　亡　大渕源太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十一日

横浜市中区日本大通一八　KRCビル九階

相続財産管理人　弁護士　保良　公晃

第34期決算公告

平成22年10月21日　東京都中央区八丁堀二丁目10番7号

株式会社ニチガス物流計算センター

代表取締役　福田　典生

貸借対照表の要旨

（平成22年7月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	182,326	流動負債	38,441
固定資産	162,835	固定負債	148,942
有形固定資産	42,555	負債合計	187,383
無形固定資産	119,136	株主資本	157,778
投資その他の資産	1,143	資本金	10,000
		資本剰余金	147,778
		利益剰余金	2,500
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	145,278
		（うち当期純利益）	（7,897）
		純資産合計	157,778
合計	345,161	合計	345,161